

輪島市監査公表第6号

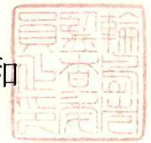
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月25日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月18日（水） 税務課

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○税務課の平成24年度から平成28年度までの過去5年間の収納率の推移をみるに、1年ごとに平均0.5%ずつ増加している。これは、奥能登地区地方税滞納整理機構の成果が要因の一つであり、また滞納者への訪問徴収や差し押さえ処分によるもので、職員の尽力の成果であり評価出来るものと思われる。納税組合の減少や、個人納付の増加などで、収納率を上げる事が難しい現状であるが、納税奨励金の見直しを行い納税組合の育成を推奨していくことが、これからの市政の重要な財源確保のためには必要な施策と思われる。

○O Aシステム導入により人事異動で職員が減らされる傾向にある状況は、その他一般事務遂行に支障が出る可能性も否定できない。税法上のシステム変更の必要により課税情報システムの業務負担が増え、専属担当職員の養成・確保に迫られることへの対応も今後の課題と考える。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市税等の滞納について

徴収率アップに向け、引き続き滞納額縮小に取り組んでいただきたい。